

施設使用上の注意について

1. 許可時間には、準備及び後片づけを含んでいます。モップ掛け、グラウンド整備を必ず行い、**使用時間を厳守の上、備え付けの施設開放日誌に記入してください。**施設開放日誌、鍵等の受け取り及び返却は、必ず責任者(大人)が行ってください。
 2. 使用備品については取扱に充分注意し、大切に使用してください。ガラスや鍵及び備品等を破損したときや、既に破損していることに気がついたときは、市民体育館に連絡してください。
 3. 使用施設内での喫煙は禁止です。喫煙場所が設けてある場合については、所定の場所で喫煙してください。また、吸い殻・ごみは必ず持ち帰りください。
- ※学校施設は原則敷地内全面禁煙です。駐車場での車内の喫煙もできません。また、「喫煙」には加熱式たばこ及び電子たばこを吸うことが含まれます。**
4. 使用施設内の飲食は、飲食可能なスペース(ステージは使用不可)を決めて施設を汚すことがないように行い、清掃の上、ごみは必ず持ち帰りください。なお、使用後の状況に問題が確認された団体につきましては、施設利用の停止等の処置を行う可能性がありますのでご注意ください。
 5. 屋内施設使用では、体育館シューズに必ず履き替えてください(土足厳禁)。屋外施設については雨天時の使用は御遠慮ください。
 6. 使用後は水道、照明器具の確認を行い、ドアの施錠、門扉の閉門等戸締まりをして退場してください。
 7. 団体間の話し合いによる使用許可施設の貸し借りはできません。
 8. 許可された施設を使用しない場合は、施設使用中止要領に基づき、必ず 3日前までに市民体育館へ連絡してください。連絡がない場合は、使用したものとみなし、使用料を請求します。(悪天候によるグラウンドのキャンセルは使用日後 7 日以内に連絡をしてください。)
 9. 定期利用許可時間以外の施設使用は、一般申請にて使用日の前日までに許可を受けてください。(受付時間は年末年始を除いて日～土の 8:30～21:00 までです。第 3 月曜日(祝日の場合は翌日)の休館日のみ、17 時までとなっています。)
 10. 登録団体の使用料は、使用した月の翌月末までに納入して下さい。
 11. 試合等で年間事業を予定されている団体の方で予備日を予定されている団体は、予定どおり事業が終わり、予備日を使わなくなりましたら、速やかに市民体育館までご連絡ください。
 12. 学校施設については、教育施設であることを忘れずその使用については、十分な配慮をお願いいたします。
 13. 教育委員会が行う行事及びスポーツ教室の実施、また、その他教育委員会が特に必要と認めた場合はこれを優先し、使用を制限することがあります。
 14. 学校施設において大会等を行う場合は、必ず職員用駐車場を少なくとも 5 台確保してください。
 15. 小さな子どもによる事故等がないよう目をはなさないようにしてください。また、子どもが学校の花壇を荒らしたり、自動車にボールを当てたりしないよう注意してください。
 16. 近隣の住民の迷惑になるような行為や騒音を出さないようにしてください。
 17. 施設使用後は、速やかに帰宅してください。
 18. 説明会や会議の内容は必ず、全チーム員に周知徹底いただき、学校や他団体に迷惑のかからないようお願いします。

(連絡先)

那珂川市教育委員会スポーツ課スポーツ推進担当
電話 953-2112(市民体育館)